

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条例名	神奈川県立自然公園条例				
条例番号	昭和34年神奈川県条例第6号	法規集	第5編第2章第2節		
所管室課	環境農政局緑政部自然環境保全課				
条例の概要	優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図るために、自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等について必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	自然公園法第73条により条例で定めることとされている県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、本条例に基づき指定した県立自然公園の利用者数は増加傾向にあり、引き続き県立自然公園として、その優れた自然の風景を保護するとともに、利用の増進を図る必要があることから、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			県立自然公園の指定状況 (平成31年4月1日現在) 4箇所、 17,210ha
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	自然公園法の規定に基づき、同法と同様に、県立自然公園の保護又は利用のための規制及び施設に関する計画の決定や、当該計画に基づく施設整備及び行為の規制等を規定し、その施設整備及び行為の規制等によって、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護と利用の増進が図られており、有効に機能している。			許認可件数 平成30年度：62件 平成29年度：77件 平成28年度：65件 平成27年度：61件 平成26年度：68件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	自然公園法の規定に基づき、県立自然公園の指定や当該公園の区域内における行為の規制等を定めたもので、条例の目的達成のため、効率的な内容となっている。 なお、条例の運用に当たっては、市町村と協議の上、市町村が処理することが適当と認められる事務については、市町村に権限移譲するなど、条例の目的達成のため、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の「自然環境の保全・再生と活用」に合致する。また、「かながわ生物多様性計画」の「法令・制度を通じた生態系の保全」にも位置付けられており、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	指定区域内の一定の行為について規制する規定や罰則規定を有するが、自然公園法の規定による規制の範囲内において条例で必要な規制を定めることができるとの同法の規定に基づき規定しているものであり、過度な規制ではなく、憲法や法令に抵触するものではない。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	